

令和4年7月

第5回

横手市議会  
臨時会議案

## 令和4年第5回横手市議会7月臨時会議案一覧表

(1) 報告第34号	専決処分の報告について	1	～	2
(2) 報告第35号	専決処分の報告について	3	～	4
(3) 報告第36号	専決処分の報告について	5	～	6
(4) 報告第37号	専決処分の報告について	7	～	8
(5) 同意第1号	副市長の選任について			当日配布
(6) 議案第73号	令和4年度横手市一般会計補正予算(第6号)			予算書の頁

報告第34号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年7月14日提出  
横手市長 高橋 大

専決第29号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年6月16日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                  |
|---|--------|------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年3月8日（火）午後7時頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内             |
| 3 | 相手方    |                  |
| 4 | 事故の概要  |                  |
| 5 | 損害賠償額  | 30,485円          |

報告第35号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年7月14日提出  
横手市長 高橋 大

専決第30号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年6月16日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                      |
|---|--------|----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年4月28日（木）午後1時40分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                 |
| 3 | 相手方    |                      |
| 4 | 事故の概要  |                      |
| 5 | 損害賠償額  | 101,836円             |

報告第36号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年7月14日提出  
横手市長 高橋 大

専決第31号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年6月29日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                     |
|---|--------|---------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年3月7日（月）午前3時15分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                |
| 3 | 相手方    |                     |
| 4 | 事故の概要  |                     |
| 5 | 損害賠償額  | 240,639円            |



報告第37号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている、法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年7月14日提出  
横手市長 高橋 大

専決第32号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、物損事故による損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解に関することについて、同法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和4年7月5日専決

横手市長 高 橋 大

- |   |        |                       |
|---|--------|-----------------------|
| 1 | 事故発生日時 | 令和4年6月17日（金）午前10時30分頃 |
| 2 | 事故発生場所 | 横手市内                  |
| 3 | 相手方    |                       |
| 4 | 事故の概要  |                       |
| 5 | 損害賠償額  | 207,515円              |

議案第73号

令和4年度横手市一般会計補正予算（第6号）

令和4年度横手市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ201,400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ55,801,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月14日提出  
横手市長 高橋 大

## 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		8,232,664	146,836	8,379,500
	2 国庫補助金	3,462,251	146,836	3,609,087
19 繰入金		3,811,419	54,564	3,865,983
	2 基金繰入金	3,720,702	54,564	3,775,266
歳入	合計	55,599,600	201,400	55,801,000

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		6,373,326	103,332	6,476,658
	1 総務管理費	5,518,214	103,332	5,621,546
7 商工費		2,534,940	98,068	2,633,008
	1 商工費	2,534,940	98,068	2,633,008
歳出	合計	55,599,600	201,400	55,801,000



# 一般会計補正予算に関する説明書

## 1. 総括

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,232,664	146,836	8,379,500
19 繰入金	3,811,419	54,564	3,865,983
計	55,599,600	201,400	55,801,000



歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源				一 般 財 源
				国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	6,373,326	103,332	6,476,658	83,906				19,426
7 商工費	2,534,940	98,068	2,633,008	62,930				35,138
計	55,599,600	201,400	55,801,000	146,836				54,564

2. 歳入

15 款 国庫支出金

2 項 国庫補助金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	809,201	146,836	956,037	2 総務管理費補助金	146,836	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 146,836
計	3,462,251	146,836	3,609,087			

19 款 繰入金

2 項 基金繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	2,714,542	54,564	2,769,106	1 財政調整基金繰入金	54,564	財政調整基金繰入金 54,564
計	3,720,702	54,564	3,775,266			

### 3. 歳出

#### 2 款 総務費

##### 1 項 総務管理費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
7企画費	1,233,149	103,332	1,336,481	83,906			19,426	12委託料	103,332	地方創生臨時交付金事業 スマートフォン決済ポイント還元事業 103,332
計	5,518,214	103,332	5,621,546	83,906			19,426			

#### 7 款 商工費

##### 1 項 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
2商工業振興費	1,705,576	77,500	1,783,076	62,930			14,570	18負担金補助及び交付金	77,500	地方創生臨時交付金事業 市内宿泊支援事業 77,500
3観光費	146,235	20,568	166,803				20,568	8旅費 12委託料	2,818 17,750	観光誘客推進事業 20,568
計	2,534,940	98,068	2,633,008	62,930			35,138			